

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した応募者が入社後、明らかに当該応募者の責により解雇されるに至った場合、又は当該応募者が自己都合によって退職した場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

入社日から起算して1ヵ月以内	50%相当額
入社日から起算して1ヵ月を超え3ヵ月以内	30%相当額
入社日から起算して3ヵ月を超え6ヵ月以内	10%相当額

また、返戻金制度は人材紹介契約書により別の定めとする場合があります。